

第 18 回

熊本県議会

# 水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年3月5日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年3月5日（木曜日）

午前10時3分開議

午前11時15分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 水俣病被害者救済等特別措置法案（仮称）について
- (2) その他

出席委員（14人）

委員	長	西岡勝成
副委員	長	前川收
委員		倉重剛
委員		児玉文雄
委員		松村昭
委員		小杉直
委員		早川英明
委員		馬場成志
委員		大西一史
委員		氷室雄一郎
委員		鎌田聡
委員		吉永和世
委員		福島和敏
委員		重村栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長	村田信一
次長	駒崎照雄
環境政策課長	楢木野史貴
環境保全課長	福留清秀
水環境課長	小嶋一誠
首席環境生活審議員兼	
水俣病保健課長	谷崎淳一
水俣病審査課長	田中彰治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐	武田正宣
議事課課長補佐	堀田宗作

午前10時3分開議

○西岡勝成委員長 おはようございます。

全員おそろいでございますので、ただいまから第18回水俣病対策特別委員会を開催したいと思います。

お忙しい中に急遽お集まりをいただきまして、お礼を申し上げます。

また、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

2月13日に、与党PTから、水俣病問題を解決するため、救済の実現と分社化の実現等を図る法案の立案作業を進め、関係県、関係省庁と調整をするという方向性が示されました。

これを受けて、本日、自民党水俣問題小委員会と公明党水俣病問題小委員会が開催、今されたと聞いております。

これらの会議を受けて、明日、与党PTが開催され、法案についての審議が行われることとなっております。その後、与党内の手続きを経て、今国会へ提出される予定と聞いております。

本日の各小委員会で用いられた法案資料が本県にも提供されましたので、本日の委員会において法案に対する意見を述べていただき、これを踏まえて、あすの与党PTの場で申し述べることといたしたいと思います。

各委員には、このような状況を踏まえて御議論をいただきたいと思っております。

それでは、議題に入ります。

説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健

課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 それでは、お手元の特別措置法案というふうに書いてあるものがございますが、12ページまでございます。これにつきまして、今回多少の時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思っております。

昨晚、これ、国の方から入りましたので、多少心もとない部分がございますが、御了承させていただきたいと思っております。

なお、説明が多少長くなりますので、着座のまま説明させていただくことをお許しいただければと思います。よろしゅうございましょうか。

○西岡勝成委員長 はいどうぞ。

○谷崎水俣病保健課長 それではまず、第一条でございます。

「目的」、「この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針」「行うべき取組を明らかにするとともに」分社化のことでございますが「事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。」というところでございます。

「定義」としまして、第二条に5項目書いてありますが、1項目と3項目だけをはしょって説明させていただきます。

第1項の「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。」の部分は、私どもではチッソのことでございますし、新潟であれば昭和電工ということになります。

それから、3項「この法律において「継続補償受給者」とは、旧救済法あるいは補償法の認定を受けた者で、補償給付を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結しているものをいう。」というところでございます。

この「継続補償受給者」というのは、今後幾つか出てきますので、恐れ入りますが、こういうことで御承知おきいただきたいと思います。

それでは、次のページをお願いいたします。

第三条でございますが、(救済及び最終解決の原則)というところでございます。

目的の部分の前段の原則をここに書いてあります。「この法律による救済及び水俣病問題の最終解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたらふ限りすべて救済されること」あたらふ限りというのは、可能な限り、できる限りということだというふう聞いております。それから「関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。」

第四条、「国等の責務」でございますが「国、関係地方公共団体」それから「関係事業者」これはチッソでございますが、「及び地域住民は、水俣病問題の最終解決が図られるように努めなければならない。」ということで明記してあります。

第二章、救済措置の方針等でございますが、第五条第1項でございます。「政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害」これは両手両足の先に行くに従って感覚障害が強いという方でございますが、これは触ってもわからない、痛みを感じないということでございますが、そういう方々について「早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとする。」と。特に金額等はここでは入っておりません。

第2項「前項の方針には、既に水俣病に係る補償または救済を受けた者」それから「認定の申請、訴訟の提起」等を「している者を

救済措置の対象としない」と「定める」と。

それから、第3項でございますが「一時金の支給に関する部分については、関係事業者」チッソ等「の同意を得る」ということになっております。

第5項「関係事業者」チッソ等は「一時金を支給する」と。

それから、第6項「関係事業者」は「支給に関する事務」を後ほど申し上げますが「指定支給法人に委託する」

それから、7項「関係県」は、「療養費」「療養手当を支給する」

8項「政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、関係県に支援」する。

第三章でございます。

水俣病問題の最終解決に向けた取組等でございます。

第六条「政府」、それから「関係県及び関係事業者」チッソ等は、「相互に連携を図りながら、水俣病問題の最終解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。」

3ページでございますが、第一号「救済措置を実施する」

第二号「認定等の処分を促進する」

第三号「紛争を解決する」

第四号、これは「新規認定を終了する」ですが、すべての問題を終了させた後に新規認定を終了するという状態を示しているということでございます。

それから、第2項「政府、関係県及び関係事業者」チッソは「救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し支給を行う」

それから、第七条が、(地域指定等の解除)でございます。

「前条の取組を通じ救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されることが確定した後」「地域それから疾病の指定を解除する」

と。

第四章でございますが、これから先が分社化等の規定でございます。公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直しでございます。

まず、(指定)と書いてあります。

第八条「環境大臣は、」 「次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該関係事業者」チッソ等でございますが「この章の規定等の適用を受ける者として指定することができる。」

第一号「関係事業者が公的支援を受けていること。」

第二号「関係事業者がその財産をもって債務を完済することができないこと。」

第三号「関係事業者が一時金の確実な支給を行うために必要があると認められること。」

第四号「水俣病に係る補償を将来にわたり確保するために必要があると認められること。」

以上でございます。

(事業再編計画)ということで、第九条にうたわれております。

「前条の規定による指定を受けた者は、事業再編計画を作成し、環境大臣の認可を申請しなければならない。」ということで、事業再編計画の内容が以下に書いてあります。

「株式の総数を特定事業者が引き受けること。」あるいは「特定事業者が、株式会社に譲渡すること」「特定事業者が、株式を引き受けること。」こういったものが記載の内容として明記してあります。

4ページをお願いいたします。

第2項「環境大臣は、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、事業再編計画を認可をするものとする。」となっています。

第一号「個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に、支障が生じない」こと。

それから、第二号に「特定事業者の事業所が所在する」これはチッソの場合水俣でございますが「所在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないこと。」

それから、第三号で「特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。」

このようなものが認可の要件ということで明記されております。

それから、第十条、「事業譲渡等に関する特例」でございますが「株式会社である特定事業者がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項で事業再編計画に記載されたものを行うことができる。」と。

次に掲げる事項とは、事業の譲渡、資本金の額の減少ということでございます。

5ページをお願いいたします。

十二条でございます。

「事業会社の株式の譲渡」でございますが、第1項「特定事業者は、事業会社」新会社でございますが「の株式の全部又は一部を譲渡しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の承認を得なければならない。」

「環境大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣、財務大臣に協議する」

3項でございますが「環境大臣は、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、株式の譲渡に係る承認をすることができる。」

その一号でございますが「補償賦課金を株式の譲渡により確保できること。」

それから、二号でございますが「公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと見込まれること。」等でございます。

それから、第十三条でございますが、「事業会社の株式の譲渡の暫時凍結」でございます。

先ほど申し上げました株式の譲渡について、歯止めの要件として書いてあります。「事

業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結する。」ということでございます。

次のページをお願いいたします。6ページでございます。

第十七条でございますが、指定支給法人についての規定がございます。

第1項「環境大臣は、一般財団法人であつて、次条第1項に規定する支給業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、支給業務を行う者として指定することができる。」ということが書いてあります。

第十八条「指定支給法人は、次に掲げる業務を行うものとする。」

第一号が「関係事業者から委託を受け」チッソから委託を受け「一時金を支給すること。」

それから、第二号が「継続補償受給者」先ほど定義で申し上げましたこれまで認定等を受けていらっしゃる方々でございますが、今既にもう補償を受け入れられております。そういう方々「に対し個別補償協定に定められた補償給付の支給に相当する支給を行う」ということでございます。

それから、その個別補償支給業務に要する経費でございますが「特定事業者が」分社化後の「事業会社の株式を譲渡した場合には」今申し上げました「指定支給法人は、」それ「に必要な経費に充てるため」に、次のページでございますが「特定事業者から補償賦課金を徴収しなければならない。」となっております。

第二十条ですが「指定支給法人は、」その特定事業者から補償賦課金を納付してもらった金を「基金を設け」て「納付した金額を」「これに充てる」ということでございます。

それから、二十一条は、事業計画を指定支給法人はつくと。

それから、二十三条は、そういった意味で

の指定支給法人の秘密保持を義務づけられております。

以下、指定支給法人についての詳細な項目が設けられております。

8ページでございますが、環境大臣に対して報告をする。また、環境大臣が検査をするといった項目があります。

それから、「業務の休廃止」が二十八条、「指定の取り消し等」が二十九条等に指定支給法人についての規定があります。

それから、9ページでございますが、雑則でございますけれども、三十条以下、「法人税等に係る課税の特例」、あるいは「登録免許税に係る課税の特例」、それから三十二条でございますが、「不動産取得税に係る課税の特例」、そういったそれぞれの課税の特例が措置されるようでございます。

済みません、そのまま10ページの方をお願いします。

第三十三条でございますが、「救済措置の実施等に必要な支援」ということで「特定事業者が一時金の支給を円滑に行うことができるよう、政府及び関係県は、予算の範囲内において、特定事業者に対する支援について、所要の措置を講ずる」と。「環境大臣は、関係金融機関に対して、」その「特定事業者に対する支援の継続を要請する」ということをうたわれております。

それから、三十四条ですが、「公的支援に係る借入金債務の返済等の方針」ということで「特定事業者は、事業会社」新会社のことですが「株式に係る譲渡収入から」「指定支給法人に」これ、基金をつくりますが、その基金「に納付した金額を控除した残額については、まず水俣病に係る損害賠償債務」それから「公的支援に係る借入金債務に充当し、次に環境大臣が指定する債務」「認可事業再編計画の」これは事業者がつくる計画でございますが、関係事業者がつくる「計画の遂行に必要な費用に充」てるということが書いて

あります。

それから、第三十五条ですが、「健康増進事業等の実施」ということで「政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域」ですから、今の水俣、芦北、それから御所浦等のそういった地域が入ると思いますが「地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業」それから「地域社会の絆の修復を図るための事業」それから「地域の振興等に、従前のおり取り組むよう努めるものとする。」ということでございます。

それから、ちょっと飛びまして、附則の方でございますが、11ページの第二条でございますが「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する。」というふうになっております。これは、国の方におきまして、53年に臨時措置法が設けられまして、国の方で認定審査会を持つということがありまして、その認定審査の業務について臨時措置法が設けられております。これは一たん休止をしておりますが、それを新たに設けるということでございます。

以上、少しはしおりにまして、ポイントの部分だけ御説明させていただきましたが、法案の説明を終わらせていただきます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

委員の先生方には、今この法案を配って、今このように線引きしたところだけ説明されてもなかなかわからないと思いますけれども、この前、12月の委員会で、いろいろこの早期実現に対する我々要望書を提出したものがお手元にあると思いますけれども、このような懸案を一応頭に置いていただきながら、今の御説明を聞いていただくと非常にわかりやすい部分もあったのではなかろうかと思っております。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何かございますか。

○倉重剛委員 くしくも委員長が言ってくれましたので、今ぼーんと見せられて、これを理解しろって恐らく100%できないだろうと思うわけだ、特に法律用語等も入っていて。最大のポイントはどこですか。それをまず教えてください。

○村田環境生活部長 大きくまず、救済に関する項目が、水俣病の救済について初めて法律で盛り込まれたということが1点あるかと思えます。それから、いわゆる最終解決に向けての手順といいますか、流れをここで定めたといいますか、定めた、それを確認したといいますか、国の考え方が示されているということが1つあるかと思えます。それから、分社化についての——ここで分社化という言葉は出ておりませんが、事業譲渡という形の規定が盛り込まれているということが大きな内容でございます。

それで、私どもは、この委員会もそうございましたけれども、救済策の一日も早い実現ということをお願いしてきたところでございます。それはもう当委員会も同じようにしていただいたところで、さっきの——多分お手元にあると思えますけれども、12月の要望もそういう視点でまとめられておりました。したがって、具体的な内容は、今後のことも含めてのことだと思えますが、金額とかそういうことは規定されておられません。一たん外に預けてあるという形になっておりますけれども、一時金、それから医療費の自己負担の免除、医療費に対する措置、それから手当という3本柱で規定してあると。大体平成7年を想定したような形で今後進んでいくだろうと思えます。

この救済策を実現していく中で、分社化とその最終解決ということが盛り込まれてきておりますので、これまで言われてきたことの中で、割と最終解決のことが非常に大きくと

らえられてきたというのが一つのポイントとしてございます。これはちょっと後ほどお話ししたいと思いますが、とりあえず委員会が懸念として示された3つの大きなポイントがございました。PPPは大丈夫か、それから最終的に県が負担することになるんじゃないかと、地域経済は大丈夫かとか、いろいろございましたけれども、一応法案の中身はある程度盛り込んであるという理解をしております。

ただ、最終的に債務を熊本県が引き受けるということは、この法案でも明らかに熊本県に来ないことが確定をいたしております。例えば条項で申し上げますと、十七条をごらんいただきたいと思えます。

○倉重剛委員 何ページ。

○村田環境生活部長 6ページでございます。6ページの第十七条「環境大臣は、一般財団法人であって」というふうに規定されております。県は一般財団法人ではございません、地方公共団体ですので。十七条の第1項でございます。6ページ——よろしゅうございますか。十七条の第1項「環境大臣は、一般財団法人であって」と、この財団法人が業務を引き受けるわけですけれども、昨年民法法人が改正されておまして、一般財団法人と公益財団法人ということで、2つの種類の法人に今から分かれるわけですけれども、このいずれにも県は入っておりません。したがって、新たに法人をつくるものと思われま

す。ちなみに、我が方で持っております水俣・芦北地域振興財団も入りません。あれは、現在は特例民法法人ですけれども、公益認定を受けて公益財団法人を目指そうとしておりますので、水俣・芦北地域振興財団も入らないということで、新たな法人を環境省の方でつくるのが想定をされている条項だというふうに思っております。したがって、最終的に

は、熊本県には、債務をあるいは業務を任せるといったことは無いというふうに理解をいたしております。そういう形の懸念が1点。

それから、最大のもう一つの懸念は、いわゆる分社化があったときには、配当金で——新しい会社の株を親会社が100%持つておられるわけですので、今度はその配当金というのが非常に重要になります。その配当金が、例えばゼロ配当もあるわけですので、不足した場合どうするんですか、あるいは株を売却しますときに、いわゆる患者補償、あるいは公的債務の返還に支障が出た場合はどうするんですかと、不足した場合どうするんですかと。それをどういうふうに表現してあるかということが、実際のところ読み込んでみますと、県に支障、迷惑がかからない、万が一の場合万全の措置をとるといふことは、実はこの法案には出てきておりません。したがって、私どもは、国の方とやりとりしておりますのは、閣議決定事項として万全の措置を講ずるといふことが、これまでうたわれておりましたので、これまでと同様、従来どおりそういう方向で考えるというふうに伺っておりますので、今後の動きを見ていきたいというようなところが1つあるかと思えます。

ある程度そういうことで盛り込まれて対応されているというふうに理解をいたしておりますが、この法律で100%県議会の方から疑問を呈されました幾つかの懸念というものが解消しているかという、それは、法案だけでは、今の万が一の場合もそうですけれども、ないと思えます。したがって、今後、チッソが事業計画を出す、環境省が認可をする、それから株の売却をするとき環境省が承認をする、あるいは、ちょっとさかのぼりますけれども、手前の方で、先ほどの基金あるいは法人ができます、そういう時々状態に応じて、その節目節目を注視しながら、私どもの懸念を払拭するべく見ていかなければならないんじゃないかと。この法律の読み込みだけで、

もうこれ、100%大丈夫ですということではないだろうというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと後でということでも申し上げました最終解決という目標であります、一つの流れとして、認定申請がなくなって、訴訟もなくなって、新たに救済する作業も終わってというふうな流れが行きますれば、その先に、もうこの問題は最終的に解決したんだと、水俣病のいわゆる指定解除というものが、自然な流れとして、結果的なものとして出てくるのは我々としても理解をいたしております。その流れが、いわゆるプログラム規定として書かれたものというふうに理解しております。

プログラム規定というのは、国の考え方、方針を法律の中で示して、それでもってある一定権限がそこまで即指定を解除するとか、そういうものでなくて、考え方、方針を示したものであるというふうに理解をいたしておるんですが、そういう意味で、指定解除あるいは新規申請の終了みたいな言葉が出ておりますので、非常に報道も含めて不安感が広がったということがございました。

私どもは、今ありましたように、指定解除をやる前提として、救済策が終わる、認定申請もなくなる、訴訟も解決するというふうな道筋を歩むことが大事だろうと思っております。その先に指定解除ということが論じられるということであれば、それはそれなりに理解をするんですけれども、県に与えられた役割としては、解決に向けたその手前にある作業を最大限力を尽くしてやると。

3年をめどに努力するというくだりが先ほどございました。3ページの第2項の2行目のところに「救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。」これは3年以内に救済措置は終わるのかと。ただ現実の問題として、私ども、3年以内に今の方々、保健手帳でも、もう2万人を鹿児島

も合わせると超えました。認定申請も6,000人超えました。じゃあ3年以内で終われるか。それは正直言って非常に不安がございませぬ。お医者さんの確保もままならない、そういう中でどうかと。ただ、そういう努力目標としてここにめどとして書いてあると。

なおかつこの規定は、救済措置、この救済措置は、2ページの第五条のところの第1項に定義規定がございませぬ。「一時金、療養費及び療養手当の支給」を「救済措置」という。」という第1項に規定がございませぬ。したがって、3年以内にやろうとしているのは、新たな救済措置であって、紛争の解決であるとか、認定申請の終了みたいなものはストレートに3年以内というものを規定しているものではございませぬ。したがって、県に与えられた役割としては、3年以内に新しい救済措置を何とか終了すべく、確定すべく頑張れと。その後、そういう状態の中で申請がどうなるのか、裁判がどうなっていくのか、そういうものを見きわめることが今一番大事ではないかなというふうに思っております。

したがって、指定地域の解除が一つの手順として示されてはおりますけれども、このことが余りにも大きく認識されることには非常な不安感、懸念を持っております。そういう意味では、このことに対するそういう懸念は、これまでも申し続けてきたわけですがけれども、最終的には法案の中に盛り込まれておりますので、そういう今申し上げましたような意味合いを私としては強く訴えていきたいというふうなことを考えております。

それから、分社化については、当然環境省が認可、承認ということにかかわりますので、その節目節目で、補償の完遂、あるいは我々への公的債務の返還等についてのチェックは当然働くものというふうに理解をいたしております。

ちょっとばらばらになりましたけれども、大体——私どもも混乱しております、来た

ばかりということ。申しわけございませぬ。

○倉重剛委員 かなり理解できました。

それで、やっぱり我々、特にこの特別委員会の存在というのは、一貫して早期に患者救済するかという問題と、いま一つは、本県にどうかかわり合いがあって、本県がどれだけの被害をこうむらないかという2点だろうと思うんですね。だから、そういう面においては非常に前向きな、しかも二歩も三歩も前進したいいわゆる案だというふうに理解をしたいなと思いますし、また、今部長の答弁聞いておって、しかしそうは言うものの、今からのプロセスにおいていろんな問題が出てまいりますね。そのときに本県の一つのたゆまぬ、これをベースにした態度というのが非常に大事だろうということを思いますので、今後とも頑張っていただきたいということを申し添えたいと思います。

以上です。

○前川収副委員長 ちょっと確認だけさせてください。

さっき言いましたおおむね「三年以内を目途に救済措置の対象者を確定」するというこの文言は、平成7年に救済を1回やりましたですね。あのとき6カ月ということで行われたやつですね。あれと同意義で、あの6カ月が3年になったということと解釈していいんですか。

○村田環境生活部長 6カ月は、受け付けの期間ということですね。したがって、今回3年以内に確定するというのは、どの程度の受け付け期間をもってやるか、それはまだ宿題で残っております。——完了まで1年ですか。

○前川収副委員長 平成7年ということをやちょっと教えてもらって、それと比較をしたい

んです。

○谷崎水俣病保健課長 受け付け申請が6カ月。その間に検診もやって判定やりましたが、最終的に申請やられた方々の判定終わるまでに大体1年ぐらいで終わっております。それが今回のやつは3年以内という形になります。

○前川収副委員長 わかりました。

○大西一史委員 まず、きょう私も今これいきなり示されて議論しろと言われてもなかなか難しいんですが、この法案の中身についていろいろ質疑をする前に、やっぱりこれは、幾ら今の国会日程が急だからといって、これはあした与党PTが開かれるというような話ですが、我々、あしたは県議会の本会議で代表質問ですね、午前も午後もですね。こういう日程は本当ちょっとちゃんと国の方で踏まえて、与党も考えてやってもらわな困るなど非常に不快に感じています。

西岡委員長は、それこそあした代表質問で登壇されるわけで、PTには出られないんじゃないんですか。出られないですね、これ。どなたかが、まあ副委員長が欠席して行かれるのかどうなのかわかりませんが、この辺が何かどうも——これは法案の中身とは別にして、ちょっと国の姿勢というのはいかがなもんなんだろうかなというふうに個人的には感じています。

その上で、今、この特別措置法案、ざあつと説明聞いて、いろいろ話聞いている中で、基本的には、私たちはこういう法案がどういう中身になるかわからないからということで、昨年12月に、この要望書を西岡委員長、前川副委員長のもとにまとめて、被害者救済の早期実現を最優先で図ることというのが、もうまずとにかくトップで、これは入れたと。分社化のことについては、議論することにつ

いては否定はしないよという程度の話私たちがした、そういう認識でおったというふうに思います。

しかし、この法案を見ると、確かにこの(目的)のところに「水俣病被害者を救済し」と書いてあります。私はここに「早期に救済し」と入れていただきたいなというふうに個人的には思いますが、この最終解決、最終解決と、「目的」のところに2回も入ってきとるということで、何となく早く幕引きをしたいんじゃないかというふうな雰囲気かじみ出ているということ。

それから、この救済のことについては、第二章、救済措置の方針等ということで書いてありますけれども、その後のことですね。水俣病、最終取り組みのところは、結局分社化のことに関してというか、チッソのことに関してということが、もうほとんどこの指定支給法人、第五章もそうでしょう。第四章も五章も。ここまでほとんど分社化の話ですよ。本当に救済の話が何か中心になっているのかというのを、この中身全部吟味したわけではないけれども、非常に疑問に感じるところがあります。

ですから、あしたPTで恐らく県議会の意見というのもどうしたことだったのかというふうな話が出ると思いますが、あくまでもこれは、早期救済のために私たちは議論をしているんだということを、きちんとこの法案の中に魂として、普通だったらこの前文ぐらいをつくって、きちんと今までの経緯を踏まえてやるべきだと。なかなかそこまでつくるスケジュールはないかもしれませんが、その辺をしっかり——村田部長も行かれるんですかね。あしたは行かれますか。

○村田環境生活部長 副知事。

○大西一史委員 副知事が行かれるんだったら、そういう形でしっかりその辺の意見が出

たということをお願いしたい。そして、先ほどお話があったその分社化をした後のPPPの問題とかも含めてですけれども、やはりきちんと原因企業が責任を持っていくということを、やっぱり責任の所在があいまいにならないようにしていただきたいということです。

県には、確かにいろんな債務を引き受けるようなことは、この当初言われていたようなことは、この法案にはないということは若干安心をした部分はありますけれども、この指定支給法人というのが、環境大臣がこの指定するということですが、一般財団法人のどういうイメージになるのかちょっとわからないので、そこは後で、部長なり何なりに、どういうイメージを持ったのかちょっとお答えいただきたいんですが、全体としてはそういう印象を持ちました。

ですから、恐らく前川副委員長に御足労いただいで行っていただくことになろうかと思いますが、そういうニュアンスも含めてしっかり国の方には言うていただきたいと思ます。

○駒崎次長 大西委員から幾つか御質問ございましたので、最初の部分について、まず私がお答えをしたいと思います。

倉重委員からの最大のポイントはという御質問とも関連しているかと思ますので、我々執行部としましては、今回の法案の最大のポイントの一つは、新たな救済について法的な位置づけが与えられたという点ではないかと思ます。

公健法による認定とは別に、平成7年に政治救済図られましたけれども、これは法的な位置づけは与えられておりませんで、すべて政治の世界と、あるいは閣議了解などの手順で進められた。それがきちんと法律上場所を与えられた、その意義は大きいのかと思っております。

2つ目に、水俣病被害者として位置づけて救済するという点が、これも与党PTの議論を踏まえて明確になったと。この点は大きなポイントではないかと思っております。

それと、分社化との関係でございますが、今回の法案が出るまで、昨年6月から、与党PTの分社化の要綱骨子素案とかいう非常に長い名前のものが出ておまして、分社化についての議論がやや先走る傾向がございまして、これは、この特別委員会におきましても、分社化の議論が先行するのはおかしいと、救済が先だというふうな御意見ございました。

昨年の12月になって、チッソが補償を完遂するのであれば分社化の議論を並行的にやってもいいのではないかとすることが与党PTから示されまして、チッソが前向きの姿勢を出してきたということがございました。それに対して県議会からは、並行的なところまではやむを得ないにしても救済が極めて重要だと。分社化の議論が優先されるのは許されないというふうな御趣旨で意見を出していただいて、その要望書を出していただいたところでございます。

そうした流れを踏まえますと、今回の法案の中で、救済というのと分社化というのが同じ法律上の扱いということで、同じ重さを与えられたという点がポイントの一つではないかと思っております。

ここから先が大西委員の御質問の第1点目になるんですが、この法律で、大部分がチッソの分社化に関するということで、実態はチッソのための法律じゃないかという印象確かにございまして、1つは、法律の構成としまして、救済の内容につきましては政府に裁量権を与えてございます。議員立法ということもございまして、余り細かいことを立法府が行政府に制約をしまして、予算も拘束するような議案になることをよしとしないという部分もあったのかというふうに思ます。一時

金その他の金額についても、救済方針を政府が定める中で決めるというふうな、やや幅は持たせてございます。

一方、分社化につきましては、通常の会社分割の例外を定めるということで、ここは極めて厳重に規定をいたしませんと、株主の権利の侵害でありますとか、あるいは課税の特例とか、さまざま技術的な問題がございますので、そこは立法技術上条文の数は随分ふえているのかなとは思いますが、この法律全体の姿としては、救済と分社化が同じように法律上明確に位置づけられていると。救済される人も被害者として位置づけられているという点が大きいのかなというふうに思っております。

それから、御指摘のあった中で、特別委員会のこれまでの議論の中で、県が補償債務を引き受けさせられるのではないかと、チッソが本来行うべき補償金の支給業務なども県が代行するというのはおかしいではないかという議論ございました。この最大の懸念は消えております。これは、後ほど部長なり課長からお答えするかと思いますが、指定支給法人、一般財団の中から指定するという事になっておりますので、これは、国、県、市町村、明らかに除かれております。それから、公益認可法人であります公益的な活動をしている法人も除かれますので、県関係の法人が入るおそれも極めて小さいか、ほとんどないと言っていいような状態かと思えます。そうした意味で最大の懸念は払拭されたと思っております。

チッソが今後も地域貢献をするかという点についても、先ほど部長が答弁いたしましたように、明確に条文の中に入ってきておりますので、特別委員会の御主張の大きな点は通ってきているのではないかというふうな、そういう流れではないかというふうに感じております。

以上、倉重委員の最大のポイントという御

質問と大西委員のチッソのための条文が随分多過ぎるのではないかという御質問について御答弁申し上げます。

○村田環境生活部長 財団のイメージですけれども、正直言ってまだ我々も情報を入手しておりません。

ただ、言えることは、民法法人、財団法人は、一県にかかわるものは都道府県知事の認可でありますけれども、複数県にまたがる場合は国の認可になります。この場合環境大臣の認可になると思いますが、そういうものが新たに法人をつくるということであれば、そういう認可行為が伴うのかなというふうに思います。ただ、今ある既定の法人を使うという可能性があるのかどうか、これはちょっと今から打ち合わせをしてみないとわかりません。

それで、ただ、一時期ちょっと話が出ました独立行政法人の環境再生保全機構、これはもう一般財団法人ではありませんので、これは想定していないということがうかがい知れるといった程度の状況です。

あと、ちょっと詳しい情報あれば。

○榎木野環境政策課長 今一般財団法人という話がありましたので、ちょっとその部分、制度の話をご私の方からさせていただきたいんですが、実は民法に基づく法人である財団・社団法人につきましては、昨年法律の改正があつておまして、20年12月1日から新制度に移行しております。どういうことになっているかという、社団法人、財団法人については、これは2つに分けて、1つは公益社団法人、公益財団法人というふうな、これは非常に公益性の強い社団法人、財団法人ということで、例えば認定の基準としましては、公益目的事業比率が総額の100分の50以上、半分以上は公益事業をやらなくちゃならないだとかということがございまして、非常にこれは

ハードルが高い財団になっております。

片方、今度は、法人の作成した公益目的支出計画で、その計画が適正であれば、これはもう登記で簡単に認めるとい一般社団法人・財団法人というのがあります、この2つに今分けていこうということがあっています。

現行の財団法人については「特例民法法人」となり、法律施行日以降5年間ですから、施行日が、新制度に移行したのが平成20年12月1日からですから、平成25年11月末までの間、この5年間でどちらに行くかを定める。公益社団法人・財団法人を目指すのか、今言いましたように、一般社団法人・財団法人に移行するのかを決める。

この2つの違い、一番大きなのは税金がかかるかどうかということで、運用益について公益社団法人・財団法人については税金をかけない、一般社団法人・財団法人についてはかけるという制度になっておりますが、今、これは吉永先生にも顧問として入っていただいております、我が方が所管しております水俣・芦北地域振興財団については、もちろん財団法人なんですけれども、これはどちらに行くかというのを、この5年間で態度を決めなくちゃならないという今猶予された状態になっております。これは、今言い方としては特例民法法人という言い方をしています。一般法人じゃなくて5年間は特例民法法人という位置づけになっておりますので、この5年間に、公益社団法人・財団法人に行くのか、今先ほど言いましたように簡単に手続ができる一般社団法人、一般財団法人に行くのかというのを態度決めをして認定または認可を受けることになりましてけれども、理事会では、水俣・芦北地域振興財団につきましては、公益財団法人を目指すということが決定しておりますので、一般財団法人になることはないということで我々は理解しています。

この法案は新しく一般財団法人をつくと

いうことですので、多分簡単に設立できる一般財団法人しか今ちょっとイメージ的にわいてこないんですけども、そういうことで当方の水俣・芦北地域振興財団が一般財団法人に移行することはあり得ませんので、その点については心配をしております。

以上です。

○大西一史委員 今ちょっと説明がありましたが、ただ、じゃあこのどこでどうなるかわからぬようなものを一般財団法人としてこの法案に入れとるというんだったら、この法案は大丈夫なのかなと個人的に思います。

とにかくどういう形であれ、なかなか法案を出すスケジュールがあるから、こういうタイミングで随分慌てた作業の中で、これはつくる作業の中でかなり与党の方でも御苦労があったんだろうというふうに思いますけれども、やはり少し不明瞭な点があるなというのはありますので、その辺の確認はしっかり国に、あるいはこの中身については、PTあたりでもしっかり尋ねていただきたいというふうに思います。

それと、重要な点は、もう先ほど申し上げましたように、水俣病被害者をとにかく早期に救済するんだというところ。だから私は、これは私は別に国会議員でも何でもないので何の言う権利もないんですけども、希望を言えば、(目的)の第一条のところ、水俣病被害者救済というところを「早期に救済」というような文言を入れていただきたいという気がいたします。

あとは、そのチツソの分社化の部分のテクニカルな部分の条文については、これはまだ精査してないからよくわからぬところありますけれども、ただ、いろいろな12月段階の我々の懸念は払拭されたということであれば、そこについては、少しある程度は納得せざるを得ない部分はあるのかなというふうに感じておりますが、あと、10ページの「健康増進

事業等の実施」というところで、この辺はしっかり、本当に地域住民のその健康の増進であるとか、健康上の不安の解消とか、これまでの絆の修復とか、いろいろ書いてあります、地域振興とか。従前のおり取り組みに努めるということは、しっかり約束をしていただくように、具体的な中身を含めてこの法案をもとに、あくまでも被害者あるいは地域のためなんだと、この法律はということをしかりやっていたくようにお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○鎌田聡委員 きょうこの特別措置法案を見せていただきまして、非常に残念な思いがしますね。前回は申し上げましたけれども、やはり被害者救済といわゆる原因企業であるチッソの分社化という加害者救済案、これを分けて出してほしいということを申し上げましたけれども、そこが要は国会における与野党の中での一番の対立点なんですよね。対立点をあえて対立するような材料をここにセットされたということは、本当にこの法案を通す思いが与党PTにあるのかということを確認をしておきたいということと、できれば、今、大西委員からありましたように、お尋ねの中でいろいろと御回答もありましたけれども、まだ不明な点もありました、分社化についてはですね。ですから、その部分については、切り分けて法案として出すべきだというふうに思いますし、特に県議会からの意見でも、やっぱり被害者救済の早期実現を最優先ということでしておりますので、そういった対立材料をできるだけ取り除いて、一致できる部分を取り上げて救済策の実現に持っていかなければならないというふうに思っておりますので、こういう形で出されるということであれば非常に残念であります。

それと、特に被害者救済を最優先と言いつつも、救済策の中身については、先ほど御

回答ございますけれども、ある程度政府に裁量権をとということで具体的な中身が記載されておりません。今後、一時金の額だとか療養費、療養手当の額、そういったものについてはこれからの議論になってくると思いますけれども、その中でも、裁量権を持たせてあると言いつつも、2ページの第五条の2項の中では、救済の対象とする人たちは、認定の申請なり訴訟を取り下げた人というふうな、ここについては厳格に、裁量権も何もない、ここは決め打ちしてありますので、そういった点が少しおかしいなというふうに思いますし、それとまた、3ページの、この前から議論になっております地域指定の解除の件ですけれども、これは手順、今後の道筋を示しておくということでのとらえ方だとは思いますが、あえてこの地域指定の解除をこの法案に記載をしておかなければならない理由というのがわからないんですよね。道筋を示すだけであるならば、あえてこの地域指定の解除というのをなぜ記載しなければいいのか、そこの辺が少し見えませんので、その辺をできれば教えていただきたいなと思います。

○村田環境生活部長 この答弁は、本来私がする立場ではないと思っておりますけれども、私も、地域指定等の解除が、先ほど申し上げましたように、結果的に新しい救済策の足を引っ張るんじゃないかという懸念を大変持っております。それは、明日副知事が出席しますけれども、そういった懸念は懸念として県側の意向としてお伝えをしたいと思っておりますし、きょう出た御意見を最終的に委員長、副委員長の方で決めていただいて、明日の場でそういうふうに御発言される場も可能だと思いますけれども、私が県の立場でこれはこうだということにはちょっと今説明しづらい状況でございます。

私も指定解除につきましては同じ認識を持

っておりました。だから、先ほど申し上げましたように、手順として定めたことが結果的に大きく扱われてしまう、そのことに対する心配を非常に持っております。

私としては、今私がやるべきことは、新しい救済策を徹底してやる、認定申請を審査会を動かしてできるだけ促進させる、裁判の方々と当然向き合いながら何とか解決に向けた道を歩むと、この3点に全精力を挙げるのが今のことだろうと。だから、それを飛び越えて、終わることだけをどんどんどんどん言っていくというのは、それは皆さんが不安がるのは当たり前であって、そういうことに対する懸念はもう非常に持っております。そういう懸念は申し上げていって、あしたのPTに臨むつもりではおります。

以上でございます。

○鎌田聡委員 地域指定の解除、これをしなければならぬという、何かこれがあることとないことで何がどう変わるんですかね。

○村田環境生活部長 地域指定がなくなると、あるいは症状の指定、水俣病と書いてあるわけですが、それがなくなると、いわゆる公健法上のそういう手続による認定ができなくなりますね。したがって、どうしてもその後いわゆる損害賠償を請求したいということであれば、いわゆる民法による損害賠償請求として裁判を継続するという流れになるのではないかとこのように推考をしております。

○前川收副委員長 僕はちょっと違う視点を持っているんですけれども、当然指定解除についての議論があることはよくわかります。ただ、七条の前の中には「前条の取組みを通じ」ということで、前条規定がまず入っていて、これをやることによって指定解除だという話になるわけでしょう。これをやることの

内容というのは、救済措置を実施すること、それから認定申請を促進すること、そして紛争を解決すること、それから全部が終わってしまっただけで認定審査を終了することという、そういうハードルがきちっと入れてあるわけですね。ですから、それらのものがちゃんとできないと——逆に読めばですよ、それらのものがあたらふく限り解決できない限りは指定解除はしませんという形にもなるわけですね。指定解除はできないと。指定解除のための条件が付されているということととらえていいんでしょう、これは。

○村田環境生活部長 同じように認識しております。

○前川收副委員長 もう一つは、水俣病救済及び水俣病問題の最終解決と、法案の表題が最終解決と書いてあるわけですね。僕ら別に最終解決じゃなくて早期実現ということをお願いしてきたんですけれども、最終解決に関する法律ということである以上は、何をもって最終解決かというのは、それは裁判の話は別として、この公健法上の疾病の指定とか地域指定とかというのは残ったままで最終解決ですかと言われると、それはなかなか難しいんだと思うんですよね。そういう見方も必要じゃないかなと。

もちろん条件がちゃんと付されているということですよ、前提条件が。これがないと指定解除はできませんよというふうに読み取っていかないと。しかも最終解決を目指すのに何をもってというのがわからないということであれば、やっぱり難しい点が出ると思いますから。もちろん指定解除にこだわるというのかな、その文言がないで済むならそれで済んだ方がいいんでしょうけれども、そのことだけが中心になる必要はないと思います。前条の条件がちゃんとうたわれているということで、そこの方をしっかりと確認していくべき

だと逆に思いますけれども。部長とちょっと意見違いますけれども。

○村田環境生活部長 基本的には、私がやるべきことを今やらねばならぬというのはそういうことでありまして、当然法律の条項も「前条の取組を通じ」「救済されることが確定した後」というくだりがございますので、最後のところの解除だけを読んで、それを議論するというのは危険だろうというふうに思いますけれども、そういうふうにひとり歩きする懸念を、我々は第一線で水俣病の被害者の方々と接している立場にございますので、そういった懸念として申し続けていきたいということでありまして、認識は余り副委員長と変わりはないように思っております。

○前川収副委員長 そうですか。わかりました。

○氷室雄一郎委員 与党協議の場に出てくるという時点まで来ているわけでございますけれども、民主党さんが一番こだわっておられるのは、2つの案が同時に出てきたということでございますけれども、与党PT案では、この分社化の単独法案では非常に審議が難しいのではないかと、こういうところにセットで出されてきた背景があると思うわけでございますけれども、この前ちょっと部長の方からもお話がございましたと認識しておるわけでございますけれども、この2つの法案をセットで出した方が今後の審議の進めぐあいとしては妥当ではないかというお話もございましたけれども、税の問題がこの分社化単独法案では難しい点があるというお話も伺っておりますけれども、その辺ちょっとわかりやすく御説明をいただければと思います。

○西岡勝成委員長 先ほど鎌田委員の方からも、分社化と救済策別々の法案でどうしてだ

めだったのかというような質問もあっておりますので、先ほど駒崎次長から少々説明あっておりますが、もう一回、あわせて説明をいただきたいと思います。

○駒崎次長 先ほど私が申し上げましたのは、昨年6月は分社化だけが議論されて分社化法案という形でしたけれども、その後、救済も法律上位置づけるということになって、同じ法律上の位置づけを与えられたという点を少し御説明申し上げました。

ただ、それだけですと、救済法の特別措置法と分社化の方と2本用意して国会に出すべきじゃないかという議論は依然として残るところでございますが、先ほど氷室委員から御指摘ございましたように、かなり株式譲渡益に普通ですと課税をされて税金に持っていかれて患者補償とかに回せなくなるというおそれがあるので、そこは何とか課税の特例を設けて、できるだけ患者さん、被害者の方のためにその資金を使おうというふうな考えがございます。

ただその場合に、分社化法という単独法ですと、会社を分けて事業譲渡、株式を売却した益について課税の特例をするというのは、税の公平性という観点からはなかなか認めがたい理屈があるということで、救済ということがあって、救済のための資金づくりとしての分社化であり株式譲渡益であるならば、そこは課税の特例として税体系としても何とか維持できるのではないかという判断があって、そうなると、別々の法律ということではなくて、1本の法律の中で、救済が前の方の条文にございますので、その救済に充てるためにできた資金は、そこには課税をせずに、その資金はできるだけ被害者のために優先的に充てるという条文になったというふうに聞いております。

そういう特に国で言えば財務省かと思えますけれども、課税する側の税体系の維持、税

の公平性という観点からこうせざるを得ないという議論があって、それが一つの大きな根拠になって1本の法律、一括法という形になったというふうに説明を受けております。

○重村栄委員 ちょっと言葉の意味合いというか、解釈というか、それをちょっと聞きたいんですが、2ページの第三条「あとう限りすべて救済」というこの言葉がほかにも出てくるんですね。あえてこのあとう限りという余り耳なれない、聞きなれない言葉が入っていることの意味、これは何なんだろうと。これから将来に向けていろんな想定をする中で入れておいた方がいいということで入れてあるのか、全くそういう意味合いがないものなのか非常に微妙に感じる言葉なんですよ。この持つ意味合い、これを外して、救済を受ける人々がすべて救済されるでも別に何ら不思議ではないんですが、あえてこのあとうという言葉を入れるその意味をどういうふうに思われるか、ちょっと解釈というか、解説をしてもらいたいんですが。

○谷崎水俣病保健課長 重村委員からの御質問ですが、非常に答えづらい部分があります。これも私どもが答える部分かどうかというのは非常にはばかる部分があるかもしれませんが、あとう限りということで、私も、はっきり言ってこの言葉、辞書を引かないとわからないぐらい、何のことだろうなと思ったぐらい非常に最初疑念を持ちまして、先ほど申し上げましたように、できる限り、可能な限りということで、あとうというのは、能力の能を書いてあとう限りというふうに書いてあるようでございますが、すべてをという部分がどこまでを国の方でとらえていらっしゃるかという部分の問題なのかなというふうに解釈しております。

実は、園田座長も前々から全面的な解決ということをうたっておられました。そういう

中で、ただ、やっぱり裁判をどうしてもやっ  
ていかれる方というのはいらっしゃるところは現実としてあるという中で、そういったことも含めたところでの裁判をやり続けられるという方々については、どうしても今回の救済策に対して対象としてできないという部分もあるんだろうかなという思いの中で書かれている部分なのかなあという想定もしますが、ちょっと私ども個人的な想定の部分でございますので、明確にちょっと言えるところではございませんけれども。

○重村栄委員 その最終解決というその言葉が出てきて、その一方で、このあとう限りという言葉が出てくると。非常にその最終解決をどこで判断するかという材料のときに、このあとう限りというのが非常に影響してくるのではないかなという感じを持つんですよ。これが非常にファジーになってきている。片方できちっとしなきゃいけないいけないと言いながら、一方ではファジーにしている部分がここで見えてきているのかなあという感じがして、熊本県の立場として、その患者をすべて救済しなくちゃいけないという立場からすれば、この辺はもう少しはっきりしてもらった方がいいのではなからうかなというちょっと個人的な感覚を今持ってお聞きしたところでございますので、もし国の方にこの辺を聞けるときがあれば、少し詳しく聞いていただいで御説明をしていただければありがたいかなと思います。

○西岡勝成委員長 重村委員、訴訟をされる方々もいらっしゃるものですからね。

○重村栄委員長 わかります。それも十分わかっています。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

○吉永和世委員 似たような質問で大変申しわけないんですが、株式譲渡の暫時凍結というのがあるんですが、その中に、救済の終了及び市況の好転まで、市況の好転というその意味合いといいますか、これをどうとらえればいいのかと思って、わかる範囲でいいんですが、ぜひお答えいただきたい。

○村田環境生活部長 きょうの私どもの答弁の前提でちょっともう一遍確認しますけれども、少なくとも私たちがつくった法案でありませんので、そこのところは環境省にここに来て本当は説明して、環境省も……。

○前川収副委員長 環境省じゃないよ、これは議員提案だから。

○村田環境生活部長 それに携わった方で御説明してほしいのが本当はやまやまなんですけれども、ここは、今の時点では、市況の好転と言えば、いわゆる昨年10月、11月に例のアメリカ発の金融危機がありました。その前は、日経平均株価が一時期1万6,000円までいって、それが8,000円まで落ち込んでしまった。結果的に1万6,000円規模の日経平均株価のところでは、そろばん的に、補償もやって公的債務も返して、大体足りるという見込みがあったんだろうと思います。そういうふうなやりとりがございました。ところが、8,000円では、単純に言って、当時二千数百億円の——例えば2,500億円としますと半分になると。今1,200億円とかそういう価値になる。多分その道の人に聞けば、今のチッソの評価額はそれよりももっと下だろうと言われる人もいるんですが、となれば、県の借金だけで1,300億円あるわけで、補償債務も今まで続けていく中で、例えば、今毎年24億円払っていますから、10年で240億円、20年続くと約400億円、500億円とかになる。到底足りませんので、そういうものが、市況の好転

の中で、そろばん上大丈夫だというふうな市況の好転の判断をする時期が来るんだと思います。それが株を売却するときの要件としてここに盛り込まれていますので、それを承認する環境大臣が判断するということだと思っております。

明確な市況の好転までというのが、ある意味ではっきりさせていないのは、ある意味で理想であり、ある意味、ここは今はっきりここで書けないことかなというふうに理解をしております。

ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、

○吉永和世委員 わかりました。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 なければ、これで質疑を終了いたしたいと思います。

ただいま、それぞれ委員の先生方からお話ありがとうございました。12月に出しました我々の要望書、大まかなところは危惧の念を払拭された部分もありますけれども、先ほど大西先生、鎌田先生それぞれの委員の先生方からの懸念の声もございました。あす与党PTで、それぞれの意見を踏まえて、私、ちょうど代表質問で行けませんけれども、前川副委員長にお願いをして、本委員会の意見を述べることにいたしたいと思います。

この法案に対する地元の不安が払拭されるよう与党PTで意見を申し上げると同時に、今我々一番大事なことは、一日も早い救済ということで今日までやってきたわけですので、私も、その委員会でも、そういうことで、全会一致でさまざまな行動を今日までとってきたわけですので。

先ほど申し上げますように、いろいろな懸念の意見はありましたけれども、それはそれとして与党PTに伝えていきながら、今まさ

に法案が国会に提出されようとする段階にあります。この法案を決して与野党の政争の具にはしてならないと私たちは思います。特にこの委員会で、私も、委員長、2年になりますけれども、早期の救済を求めておられる方々をどうしても救いたいという皆さん一致した気持ちでやってきたわけですので、超党派で被害者の救済の実現に向けた決断をいただきたいと、与党PTにもお願いをいたしたいと思います。

前川副委員長には御苦勞さまでございますけれども、きょうの委員会の危惧の念は危惧の念としてお伝えしていただきたいと思えます。それで異議ありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思えます。

そのほか何かありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 特にないようですが、今後国会の動きなども出てきますと、その情勢によりまして、臨時にお集まりをいただき、御議論をいただくことがあろうと思えますけれども、委員の先生方にはよろしく願い申し上げておきたいと思えます。

以上をもちまして本委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午前11時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長